

**第16回 熊本県・熊本市
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
次 第**

日 時：令和5年（2023年）11月27日（月）
午後7時30分から
場 所：熊本県庁防災センター201会議室

開 会
挨 拶
議 事

- 1 新型コロナウイルス感染症対応の検証について
- 2 その他

閉 会

【配付資料】

- 会議次第、委員名簿、座席表、設置要項
- 説明資料

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員一覧

	区 分	所 属 団 体 名	職 氏名	備 考
1	熊本大学病院	熊本大学病院	病院長 馬場 秀夫	座長
2		熊本大学病院 呼吸器内科	教授 坂上 拓郎	
3		熊本大学大学院 生命科学研究部	シニア教授 松岡 雅雄	
4	感染症指定 医療機関	熊本市立熊本市民病院	病院事業管理者 水田 博志	
5		荒尾市立有明医療センター	病院長 勝守 高士	
6		熊本総合病院	病院長 島田 信也	欠席
7		天草中央総合病院	病院長 芳賀 克夫	
8	関係団体・有識者	公益社団法人熊本県医師会	会長 福田 稠	副座長
9		一般社団法人熊本市医師会	会長 園田 寛	
10		熊本県看護協会	会長 本 尚美	
11		熊本県介護福祉士会	会長 石本 淳也	
12		熊本大学	理事 水元 豊文	
13		熊本県弁護士会	弁護士 藤木 美才	

第16回 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座席表

日時:令和5年(2023年)11月27日(月) 午後7時30分～
場所:熊本県庁防災センター201会議室

		熊本県医師会 福田委員	熊本大学病院 馬場委員		
事務局	有明医療センター 勝守委員			熊本大学病院 呼吸器内科 坂上委員	事務局
	天草中央総合病院 芳賀委員			熊本大学大学院 生命科学研究部 松岡委員	
	熊本大学 水元委員			熊本市市民病院 水田委員	
	熊本県弁護士会 藤木委員			熊本市医師会 園田委員	
	熊本県介護福祉士会 石本委員			熊本県看護協会 本委員	
					傍聴・報道

(熊本市)

(熊本県)

	黒木 総合政策部長	中元 保健衛生部長	田中 健康福祉局技監	林 健康福祉局総括審議員	津田 健康福祉局長	中垣内 副市長	木村 副知事	沼川 健康福祉部長	坂本 健康福祉局総括審議員	池田 健康福祉局医監	城内 長寿社会局長	木山 子ども・障がい福祉局長	野中 健康局長
--	-----------	-----------	------------	--------------	-----------	---------	--------	-----------	---------------	------------	-----------	----------------	---------

				菊池 感染症対策課副課長	迫田 感染症対策課長	新型コロナウイルス感染症対策課長	医療政策課長	椎場 健康危機管理課長	笠 医療政策課長	高村 高齢者支援課長	境 薬務衛生課長	宮崎 健康づくり推進課長補佐	木脇 保健所長
--	--	--	--	--------------	------------	------------------	--------	-------------	----------	------------	----------	----------------	---------

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要項

(目的)

第1条 熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する各種対応について、専門的見地から検討を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各項に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の構築に関すること
- (2) 検査体制、クラスター対策及びその他感染拡大防止策に関すること
- (3) 関係医療機関相互の連絡調整に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で構成する。

- 2 委員は、新型コロナウイルス感染症対策に関係する医療機関・団体、学識経験者等のうちから、熊本県知事が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの3年間とする。

- 2 前項の規定によることが困難である場合は、別に定めることができる。
- 3 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、必要があると認められるときは、関係機関（関係者及び有識者）等から意見を聴取することができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会長は、座長が指名する。
- 3 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康危機管理課及び健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、熊本県知事が定める。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)4月 2日から施行する。

この要項は、令和3年(2021年)3月19日から施行する。

この要項は、令和5年(2023年)3月24日から施行する。